

倉敷市工事成績評定審査委員会設置要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、倉敷市工事成績評定審査委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 委員会は本庁に設置する。

(所管事務)

第 3 条 委員会は、倉敷市工事成績評定及び通知要領に基づき、請負者に通知した評定点について、請負者から再説明を求められた場合の回答に関する事項を審査するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は、総務局長とし、委員は、総務部長、総務部参事(検査担当)又は総務部副参事(検査担当)、リサイクル推進部長、下水道部長、農林水産部長、まちづくり部長、土木部長、建築部長及び工事設計担当部署の支所長とする。

(職務)

第 5 条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

3 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、工事成績評定の回答について再説明の申請があった場合は、随時会議を開くものとする。

3 会議は、委員長及び委員(前条の規定により代理出席したものを含む。)の過半数が出席しなければ成立しないものとする。

- 4 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要があると認めるときは、関係職員に委員会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 6 会議は公開しない。

(秘密の保持)

第7条 委員長及び委員は、会議の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、総務局総務部工事検査課において行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月20日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。